

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	2 3
第13表	会計年度任用職員の任命権者別人員	2 4

2 民間給与関係資料

	令和3年職種別民間給与実態調査の概要	2 5
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	2 6
第15表	民間における初任給の改定状況	2 6
第16表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	2 7
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	2 8
第18表	民間における家族手当の支給状況	4 2
第19表	民間における在宅勤務手当の支給状況	4 2
第20表	民間における特別給の支給状況	4 3
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	4 3
第22表	民間における定年制の状況	4 4
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	4 4
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	4 4
第25表	民間における給与改定の状況等	4 5

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表	県職員の給与と民間給与との比較	4 6
------	-----------------	-----

4 生計費関係資料

	令和3年4月の標準生計費算定方法	4 7
第27表	費目別、世帯人員別標準生計費	4 8

5 労働経済関係資料

第28表	労働経済指標	4 9
------	--------	-----

6 勤務時間等関係資料

第29表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	5 1
------	----------------------	-----

7	人事院勧告等の要旨	5 2
---	-----------	-----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和3年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,523 ^人	42.9 ^歳	20.3 ^年
公安職	1,864	38.1	16.7
研究職	159	41.3	18.1
医療職(一)	8	53.6	27.8
医療職(二)	86	42.8	18.8
医療職(三)	57	36.7	13.7
大学教育職	52	50.5	25.8
高等学校等教育職	2,167	45.3	22.6
中学校及び小学校教育職	4,859	41.6	18.8
計	12,775	42.1	19.6

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表において同じ。)
- 3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和3年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	77.5	7.7	14.3	0.5	61.6	38.4
公安職	100	59.7	2.4	37.9	—	90.0	10.0
研究職	100	91.8	6.9	1.3	—	74.2	25.8
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	87.5	12.5
医療職(二)	100	93.0	7.0	—	—	43.0	57.0
医療職(三)	100	94.7	5.3	—	—	1.8	98.2
大学教育職	100	80.8	19.2	—	—	30.8	69.2
高等学校等 教 育 職	100	95.2	2.4	2.1	0.3	50.5	49.5
中学校及び 小学校教育職	100	98.4	1.6	—	—	37.8	62.2
計	100	86.3	3.7	9.8	0.2	54.4	45.6

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目	給料表			
	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	325,126 円	322,869 円	329,089 円	548,863 円
地域手当	11,298	10,904	10,820	101,632
給料の特別調整額 管理職手当	7,321	2,339	—	71,650
扶養手当	8,420	13,479	9,060	14,688
住居手当	5,237	3,166	7,076	3,375
その他	304	1,649	1,962	211,725
合計	357,706	354,406	358,007	951,933

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	令和2年 (A)	令和3年 (B)	比較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給料		326,828 円	325,126 円	△1,702 円	99.5 %
地域手当		11,395	11,298	△97	99.1
給料の特別調整額 管理職手当		7,184	7,321	137	101.9
扶養手当		8,749	8,420	△329	96.2
住居手当		4,840	5,237	397	108.2
その他		350	304	△46	86.9
合計		359,346	357,706	△1,640	99.5

(令和3年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 高等教育	中学校及び 小学校教育職	計
円 330,859	円 300,698	円 429,644	円 386,871	円 353,376	円 346,559
11,002	9,771	14,202	12,768	11,682	11,690
5,601	1,186	7,656	3,787	6,171	5,469
7,366	3,474	6,538	8,365	6,065	8,228
5,587	3,789	6,812	4,818	4,631	4,657
6,570	—	1,681	242	356	709
366,985	318,918	466,533	416,851	382,281	377,312

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	令和2年 (A)	令和3年 (B)	比較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給料		円 347,854	円 346,559	円 △1,295	% 99.6
地域手当		11,729	11,690	△39	99.7
給料の特別調整額 管理職手当		5,408	5,469	61	101.1
扶養手当		8,358	8,228	△130	98.4
住居手当		4,404	4,657	253	105.7
その他		685	709	24	103.5
合計		378,438	377,312	△1,126	99.7

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和3年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	扶養親族数					計	全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以外			
行政職	1,457	634	2,092	804	99	2,825	0.8	
公安職	1,122	670	1,899	332	24	2,593	1.4	
研究職	67	21	101	51	6	128	0.8	
医療職(一)	6	5	7	3	—	12	1.5	
医療職(二)	29	8	46	23	1	55	0.6	
医療職(三)	11	1	17	3	1	19	0.3	
大学教育職	17	7	23	9	3	33	0.6	
高等学校等 教育職	882	311	1,291	569	54	1,656	0.8	
中学校及び 小学校教育職	1,570	525	2,189	733	77	2,791	0.6	
計	5,161	2,182	7,665	2,527	265	10,112	0.8	

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、40.4%である。
 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,367円である。

2 扶養親族別職員数

(令和3年職員給与実態調査)

区分	扶養親族数								計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
受給職員数	1,964	1,809	1,062	291	31	3	1	—	5,161

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和3年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人 20	人 69	人 305	人 35	人 248	人 3	人 377	人 25	人 1,082	円 64,567

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和3年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	118人
	100km以上 300km未満	8
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	—
	700km以上 900km未満	11
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	1
	1,300km以上 1,500km未満	—
1,500km以上	—	
受給者計		138
手当受給者1人あたり平均手当月額		円 34,348

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和3年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,523 (100%)	人 18 (0.51%)	人 6 (0.17%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 —	人 3 (0.08%)	人 3,488 (99.01%)	人 —	人 7 (0.20%)
公安職	1,864 (100%)	1 (0.05%)	2 (0.11%)	1 (0.05%)	—	—	—	1,858 (99.68%)	—	2 (0.11%)
研究職	159 (100%)	—	—	—	—	—	—	159 (100%)	—	—
医療職(一)	8 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	8 (100%)	—
医療職(二)	86 (100%)	—	—	—	—	—	—	86 (100%)	—	—
医療職(三)	57 (100%)	—	—	—	—	—	—	57 (100%)	—	—
大学教育職	52 (100%)	—	—	—	—	—	—	52 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,167 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,167 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,859 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,852 (99.86%)	—	7 (0.14%)
計	12,775 (100%)	19 (0.15%)	8 (0.06%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	—	3 (0.02%)	12,719 (99.56%)	8 (0.06%)	16 (0.13%)
平均手当額	円 11,690	円 73,997	円 57,080	円 X	円 X	円 —	円 7,159	円 11,525	円 101,632	円 0

(注) 「X」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和3年職員給与実態調査)

区分 給料表	受 職 員	給 数	手当月額11,000円	手当月額11,000円	手当月額27,000円
			未満の受給者	以上27,000円未満 の受給者	の受給者
行政職	人	730	人	300	427
公安職		234	—	121	113
研究職		44	—	21	23
医療職(一)		1	—	—	1
医療職(二)		20	—	11	9
医療職(三)		9	—	3	6
大学教育職		14	—	4	10
高等学校等 高教 育職		419	—	201	218
中学校及び 小学校教育職		911	4	474	433
計		2,382	7	1,135	1,240

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、18.6%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、24,928円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは9人(1人当たりの平均手当月額は13,067円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和3年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ 利用者	自動車等のみ 使用者	交通機関・自動車 等併用者
行政職	人	人	人	人
	3,077	569	2,253	255
公安職		77	1,297	17
研究職		5	126	15
医療職(一)		1	6	1
医療職(二)		8	73	3
医療職(三)		5	47	2
大学教育職		2	50	—
高等学校等 高教 育職		55	1,959	20
中学校及び 小学校教育職		20	4,388	20
計		742	10,199	333
平均手当月額	円	円	円	円
	8,094	12,133	7,397	20,429

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.3%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和3年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8									
9	7								
10									
11									
12	2	3							
13	2								
14		1	1						2
15		2							2
16	6	58	2					2	1
17		5							3
18		6	3				1		
19	2	1							1
20	3	6	34						
21		1	5						4
22		53	5						2
23		6	2					1	
24		6	17						
25	2	1	6						
26		10	13					1	
27	3	1	2					1	
28		35	38					6	
29	93	5	6					7	
30		16	9				6	5	4
31	1	6	8				19	4	1
32	6	46	40				6	1	
33	10	4	11				12	3	
34	75	13	11				1	3	
35	4	6	13				17	1	1
36	14	14	14			1	6		
37	13	9	12				6	2	
38	4	8	22				2		
39	3	3	16				13		
40	79	6	26				7	2	
41	15	5	9				1	1	1
42	18	3	22						
43	4	1	18	4			3		
44	55	5	9	2			3		
45	11	1	16	19				1	
46	7		19	16			1		
47	8		5	7					
48	9	1	13	5		3			
49	14	1	6	27			2		
50	7	2	15	30		9			
51	6	1	11	22	1	21			
52	9		13	17	1	6			
53	6		5	10	2	6			
54	5		10	11	1	10			
55	3	1	10	17	1	25			
56	4		21	14		12			
57	4		13	11	11	7			
58	3		14	12	1	6			
59	1		13	29	8	8			
60	3		12	14	8	5			
61	6		8	27	11	4	7		
62	2	1	4	16	5	4			
63	2		11	22	12	7			
64	6		9	15	4	4			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人 1	人	人	7	43	23	人 3	人	人
66				9	11	3	4		
67		1	10	20	15	1			
68	1		5	15	15				
69			8	24	35	4			
70			6	17	6	1			
71	1	1	3	17	12				
72			3	16	12				
73	1		1	26	35				
74	1		4	16	32	1			
75			7	14	36				
76			1	9	31				
77			3	13	55				
78		1	2	4	29				
79			1	19	26				
80			3	9	25	1			
81			5	11	15				
82				9	24				
83			3	9	17				
84			2	10	7	2			
85			2	9	3	5			
86			2	9	19				
87			3	12	3				
88	1		2	5	4				
89			2	6	6				
90				14	7				
91			5	15	3				
92			3	7	9				
93	1		2	46	6				
94		1	1		4				
95					4				
96			3		14				
97			5		68				
98			2		7				
99			1		5				
100					1				
101			2		61				
102									
103									
104			1						
105			3						
106			1						
107			1						
108									
109			2						
110			1						
111									
112			1						
113			26						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	544	360	756	782	743	161	113	41	23
								適用職員数	3,523

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	26								
8									
9	1								
10	26								
11									
12									
13	1								
14	1								
15									
16	18		1						
17	3								
18	1								
19					1				
20	19								
21	4				1				
22	3		1	1	2				
23	1	1			1				
24	24	30	3		1				
25	31	2							
26	4	3	1		2				
27		1	1						
28	46	33	24	1	1				
29	3	9	3						
30		8	5	3	1				
31	2	1	4	1	1				3
32	3	36	22	2	4				1
33	4	1	4		3				1
34	1	10	12		5				
35		3	3	3	2				
36	1	31	18	9	6				1
37	2	2	3	1	3				1
38		8	15	7	3				3
39		5	7	1	2				2
40		3	12	4	4				2
41		2	2	1	1				
42		4	23	5	14				
43	1	1	4	2	5				
44		1	17	7	7			1	1
45	1		2	1	7			7	
46			12	9	6				
47	1	2	5	4	4			8	
48		2	23	12	11				
49		1	4	2	3				
50			15	6	9			1	
51			8	4	1	1	3	3	
52			15	12	5		3	2	
53			2	3	3	1	1		
54		1	17	6	8	1		1	
55	1	1	7	7	2	1	5		
56			11	10	9		1	1	
57			10	8	6	1	5		
58			16	13	8	1	2	1	
59		1	1	2	4	1	1		
60			14	9		2	5		
61			3	7	5	1	1	2	
62			8	14	6	2	2		
63		1	5	5	7	2	2		
64			6	7	7		1		
65			4	6	2		2		
66		1	11	6	2	2	1		
67			4	5	4	2	4		
68			6	9	3	2	2		
69			3	10	9	3	1		
70			6	6	2	2			
71			6	6	4		6		
72			5	5	5	2	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			1	5	9		2		
74			6	3	4				
75			4	7	7		2		
76			4	6	2	1			
77			6	6	4		3		
78			8	5	3		1		
79			3	3	4	1			
80			3	2	2	3	1		
81			3	1	2	1			
82			2	6	1				
83			1	3	3	1			
84			6	2	1	3	1		
85			3	2		1			
86			1	4	2	3			
87			1	7	3	2			
88			1	2	4	6			
89			5	4	1	9			
90			2	1	2	3			
91			1	1	1	2			
92			1	3		2			
93				1	1	32			
94				1	1				
95			1	4	1				
96			1	3	2				
97			2	5	9				
98			3	1	4				
99				1	9				
100				3	1				
101				3	4				
102			2	2					
103				1					
104			2	2					
105			2	2					
106			1	5					
107				1					
108			3	6					
109			2	3					
110				3					
111			1	3					
112				2					
113			1	3					
114			2	1					
115			1	3					
116				1					
117				4					
118				3					
119			1	1					
120				5					
121				1					
122			1	5					
123			1	3					
124				3					
125				17					
126			2						
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133			1						
134									
135									
136			1						
137									
138			1						
139									
140			1						
141			6						
計	229	205	516	417	299	97	59	27	15
								適用職員数	1,864

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9					
10		2			
11					
12					
13		2			
14		1			
15					
16		4			
17					
18					
19		3			
20		6			
21		1			
22					
23					
24		5			
25					
26					
27		1			
28		1			
29					
30		2			
31					
32					
33					
34		1			
35		1	2		
36		6			
37			1		
38		1			
39		1	2		
40		1	1		
41					
42		3	1		
43			1		
44		3	1		
45					
46		1			
47			1		
48	1	1			
49		1			
50		1			
51					
52		1	2		
53		1	3		
54		1			
55			3		
56			2		
57					
58					
59			1		
60		1			
61			1		
62			1		
63			1		
64		2	2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			1		
66		1			
67			3		
68			2		
69			1		
70		1	1		
71		2	3		
72			2		
73					
74			8		
75		1	2		
76		2	1		
77			2		
78		1	4		
79			3		
80			3		
81		3	4		
82			1		
83			2		
84		2	1		
85			2		
86		1	3		
87					
88			1		
89		1	1		
90			1		
91		1			
92					
93			1		
94					
95					
96					
97			1		
98		1			
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	1	78	80		
				適用職員数	159

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				1
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				4
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計			2	6
適用職員数				8

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8			1					
9		1						
10								
11								
12								
13								
14			1					
15								
16								
17								
18								
19		3	1					
20		1						
21								
22		1						
23		1						
24								
25								
26		1	2				1	
27								
28								
29								
30								
31		2					1	
32		1						
33			1				1	
34			1	2				
35							1	
36								
37								
38			2	2				
39						1		
40					2	13		
41			1	1		5		
42			1	1				
43								
44								
45			1			1		
46			1			1		
47					1			
48				1				
49			1	1				
50								
51								
52					1			
53								
54								
55			1	1	1			
56				1				
57								
58								
59				1		1		
60				1	1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62	1	1		2				
63								
64					2			
65								
66				1				
67								
68								
69								
70								
71					1			
72					1			
73								
74				1				
75					2			
76								
77								
78					2			
79				1				
80								
81								
82								
83								
84								
85					1			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	1	12	15	19	13	22	4	
							適用職員数	86

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7			1				
8			2				
9							
10							
11							
12			1				
13		3					
14							
15							
16							
17							
18		3					
19							
20							
21					1		
22		1			1		
23							
24		3	1		1		
25					1		
26					1		
27							
28		4	1				
29							
30					1		
31							
32		1					
33							
34					1		
35							
36			1		2		
37					1		
38							
39					1		
40							
41							
42					1		
43							
44			1				
45					1		1
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56						1	
57						1	
58		1					
59							
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人				人		人
62		人		人	人		
63		1		1			
64							
65							
66				1	1		
67					1		
68		1					
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76					1		
77							
78					1		
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87					1		
88							
89							
90							
91							
92					1		
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99					3		
100							
101					1		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
121	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		18	8	17	13	1	
						適用職員数	57

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				1
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29				
30				
31				
32				
33				
34	1			
35				
36				3
37				1
38	1			
39				
40				
41				
42	1			1
43				
44			1	2
45	1			
46				1
47				1
48				
49				
50	1			1
51				
52			1	
53		1		
54	1			
55				
56			1	
57				
58				2
59		1		
60				
61		1	1	1
62	2			1
63	1			
64		1		

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65				1
66	1			
67				
68				1
69				1
70				
71				1
72				
73				
74				
75		1		1
76				
77			2	
78	1		1	
79				
80				
81				
82				
83				
84	1			
85				
86		1		
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104	1	1		
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	13	8	11	20
			適用職員数	52

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8		1			
9		6			
10					
11					
12		1			
13		9			
14		5			
15					
16		17			
17	1	9			
18		4			
19	2	6			
20		19			
21		7			
22		1			
23		1			
24		8			
25	1	7			
26		20			
27	1	3			1
28	2	8			1
29	5	5			2
30	2	29			2
31	2	2			6
32	1	10			2
33		9			3
34	1	21			
35	1	5			6
36	3	10			2
37	2	3			4
38		18			
39		2			3
40	1	12			1
41		12			
42		16			1
43	1	3			
44	3	10			2
45	2	8			1
46	5	15			
47	1	3			
48	2	15			
49	3	7			
50		28			
51		6			
52		12			
53	2	7			
54	2	17			
55		5			
56	2	12			
57	2	8		3	
58	1	20		7	
59		5		5	
60	1	7			

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
61		6		3	
62	2	19		9	
63	2	4		5	
64		12		2	
65	2	9		3	
66	2	15		10	
67		10		3	
68		8		1	
69		7		1	
70	3	17		11	
71	2	10		1	
72	1	11		2	
73	1	3		1	
74	2	6		6	
75	1	3		1	
76		14		2	
77	1	13		7	
78		8			
79		7			
80	1	9			
81		7			
82	3	13			
83		4			
84	1	14			
85	3	4			
86	1	5			
87		6			
88		17			
89		8	3		
90		9			
91		6	1		
92		13			
93	1	5	1		
94		8	1		
95		10			
96	2	11			
97		8			
98		10	1		
99		5			
100	2	11			
101		6			
102	1	14			
103		3			
104	1	9			
105		10			
106	1	17			
107	1	4			
108		16			
109	2	4			
110		18			
111	1	10			
112	1	11			
113	2	14			
114		29			
115		11			
116		18			
117		9			
118	1	43			
119		7			
120		18			

職務の級 昇給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
121	3	8			
122		22			
123		10			
124		22			
125		10			
126		29			
127		9			
128		46			
129	1	7			
130	1	23			
131		43			
132		30			
133		29			
134		27			
135		15			
136	2	36			
137		31			
138		36			
139		37			
140	1	37			
141		99			
142		59			
143		23			
144	1	53			
145		64			
146	1				
147					
148	1				
149	1				
150					
151					
152	1				
153	10				
計	119	1,921	7	83	37
		適用職員数		2,167	

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		116			
18					
19					
20		72			
21		13			3
22		16			8
23					13
24		97			17
25	17	8			10
26		24			9
27	4	1			20
28	7	105			14
29	11	22			13
30	2	29			11
31	1	4			16
32	8	95			12
33	2	14			7
34	1	9			7
35	2	2			6
36	2	51			3
37	4	11			5
38	1	103			2
39		3			2
40	3	34			5
41	5	11			9
42		92			1
43	1	4			
44	2	46	1		1
45	1	13			
46	1	67			1
47	1	6			1
48	1	46		1	2
49		16			13
50	3	82			
51	1	7		1	
52	2	36			
53		10			
54		76		1	
55		7		1	
56	3	52			
57	1	14		1	
58		58		1	
59	1	12			
60	2	32	1	1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62		12	1	2	
63		65			
64	2	12	1	3	
65		40		2	
66	10	14	1		
67	6	51	1	3	
68		7		2	
69	8	36		2	
70	3	20		6	
71		56		2	
72	2	9		6	
73	1	30	1	2	
74	2	15		4	
75	1	44		21	
76		13		15	
77		28	1	4	
78	4	15		8	
79		48		17	
80	2	18		25	
81	1	48		9	
82	3	11		10	
83	1	22	1	17	
84	2	13	1	17	
85	2	48		9	
86	3	13	1	9	
87	4	22	1	16	
88	3	19	1	8	
89	3	38	1	4	
90	1	11	1	6	
91		18		12	
92		11	1	4	
93	1	30		8	
94	1	12	2	7	
95	2	20	3	5	
96	1	8	9	1	
97	1	37	6	5	
98	2	17	3	1	
99	1	18	2	2	
100	1	14	5	5	
101	1	28	4	2	
102	3	12	2	2	
103	3	12	6	2	
104	2	12	5	1	
105	2	28	4		
106	43	8	1	5	
107		23	3		
108		8	1		
109		24	2		
110		8	3		
111		19	2		
112		10	1		
113		18	3		
114		9	1		
115		18			
116		8	2		
117		15	5		
118		7	2		
119		16			
120		9			
		18			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122		10			
123		17			
124		9			
125		10			
126		11			
127		33			
128		5			
129		13			
130		7			
131		16			
132		10			
133		19			
134		9			
135		23			
136		11			
137		22			
138		8			
139		19			
140		8			
141		29			
142		8			
143		30			
144		23			
145		35			
146		43			
147		39			
148		27			
149		30			
150		27			
151		55			
152		45			
153		69			
154		128			
155		94			
156		50			
157		69			
		190			
計	216	4,040	94	298	211
		適用職員数		4,859	

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和3年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	26			18	4	2		2		
公安職	11				4	7				
研究職	2		2							
高等学校等教育職	96	17	79							
中学校及び 小学校教育職	178		178							
給料表計	313									
60歳	124									
61歳	88									
62歳	69									
63歳	20									
64歳	12									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	149			145		4				
公安職	5				1	1	3			
研究職	11		11							
医療職(二)	10				10					
医療職(三)	11				11					
高等学校等教育職	11	2	9							
中学校及び 小学校教育職	122		122							
給料表計	319									
60歳	89									
61歳	74									
62歳	78									
63歳	54									
64歳	24									

第13表 会計年度任用職員の任命権者別人員

(令和3年職員給与実態調査)

区分 任命権者	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員	計
知事部局	人 436	人 108	人 544
教育委員会	894	12	906
警察本部	143	39	182
計	1,473	159	1,632

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 431事業所
なお、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、昨年に引き続き病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から149事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

5,648人：初任給関係321人（行政職に相当する調査実人員319人）、初任給関係以外の調査職種5,327人（行政職に相当する調査実人員5,197人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,774人であり、行政職に相当するものは18,431人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和3年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	事業所
産 業 計		事業所 137	事業所 58	事業所 51	事業所 28
農 業 , 林 業 , 漁 業		—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		14	8	4	2
製 造 業		79	28	29	22
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		21	9	9	3
卸 売 業 , 小 売 業		4	1	2	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		6	5	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		13	7	6	—

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が12事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における初任給の改定状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計		% 33.8	% (22.3)	% (77.7)	% (0.0)	% 66.2
		500人以上	36.1	(14.8)	(85.2)	(0.0)	63.9
		100人以上 500人未満	42.9	(26.9)	(73.1)	(0.0)	57.1
		50人以上 100人未満	11.5	(33.3)	(66.7)	(0.0)	88.5
高校卒	規模計		18.9	(29.4)	(70.6)	(0.0)	81.1
		500人以上	22.7	(16.6)	(83.4)	(0.0)	77.3
		100人以上 500人未満	19.1	(43.0)	(57.0)	(0.0)	80.9
		50人以上 100人未満	11.5	(33.3)	(66.7)	(0.0)	88.5

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	※ 228,595	※ 228,595	—	—
		大 学 卒	197,461	201,875	193,509	X
		短 大 卒	184,118	※ 183,108	※ 185,140	—
	新 卒 技 術 者	高 校 卒	162,861	162,861	—	—
		大学院修士課程修了	222,689	227,217	※ 217,381	—
		大 学 卒	202,132	211,003	199,723	※ 175,695
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	短 大 卒	183,911	193,602	181,967	X
		高 校 卒	167,492	170,509	169,070	※ 155,840
		大学院修士課程修了	223,731	227,609	※ 217,381	—
大 学 卒		199,619	205,605	196,533	178,797	
そ の 他	短 大 卒	183,998	188,616	183,293	X	
	高 校 卒	166,483	167,436	169,070	※ 155,840	
	新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—	—
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X	—	X	—
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	9	52.7	607,164	55	607,109	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	7	49.8	546,903	0	546,903	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	58.9	740,756	176	740,580	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	6	53.4	572,728	0	572,728	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	53.4	536,881	0	536,881	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	146	53.1	600,843	5,575	595,268	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	112	52.8	630,171	5,834	624,337	
	短 大 卒	8	51.6	559,462	0	559,462	
	高 校 卒	24	55.5	500,454	6,559	493,895	
	中 学 卒	2	48.3	373,665	0	373,665	
職 種	技 術 部 長	141	53.1	572,511	4,499	568,012	同 上
	大 学 卒	91	53.1	599,862	4,647	595,215	
	短 大 卒	20	51.8	532,215	537	531,678	
	高 校 卒	30	53.9	518,457	6,478	511,979	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第17表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	事務部次長	41	52.6	565,248	14,409	550,839	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	31	51.2	595,298	15,394	579,904	
	短大卒	3	56.8	350,972	0	350,972	
	高校卒	7	55.9	554,301	17,775	536,526	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	73	52.3	579,049	4,625	574,424	同 上
	大学卒	48	52.1	633,045	4,180	628,865	
	短大卒	6	53.7	532,729	0	532,729	
	高校卒	18	52.3	468,972	7,293	461,679	
	中学卒	X	X	X	X	X	
技 術 関	事務課長	245	48.7	511,816	21,733	490,083	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	173	48.0	527,060	20,066	506,994	
	短大卒	24	47.8	461,593	51,172	410,421	
	高校卒	47	52.0	476,615	12,123	464,492	
	中学卒	X	X	X	X	X	
技 術 関	技術課長	295	49.5	511,538	23,009	488,529	同 上
	大学卒	184	48.9	527,284	19,630	507,654	
	短大卒	22	48.4	506,082	37,219	468,863	
	高校卒	89	51.1	477,338	26,748	450,590	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 関	事務課長代理	49	48.3	524,730	11,044	513,686	・上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	33	45.8	523,083	11,477	511,606	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	15	53.2	509,615	11,243	498,372	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技術課長代理	114	46.2	530,906	21,877	509,029	同 上
	大学卒	74	44.8	530,104	18,779	511,325	
	短大卒	17	47.6	523,929	15,948	507,981	
	高校卒	23	51.0	539,923	39,397	500,526	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	事 務 係 長	353	46.6	393,826	43,764	350,062	・係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	205	44.7	388,626	46,603	342,023	
	短 大 卒	39	48.2	367,577	40,455	327,122	
	高 校 卒	108	49.3	410,786	40,374	370,412	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術	技 術 係 長	372	45.2	460,169	87,539	372,630	同 上
	大 学 卒	209	44.0	449,465	82,944	366,521	
	短 大 卒	62	42.4	424,245	76,881	347,364	
	高 校 卒	100	48.6	497,251	100,746	396,505	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
事 務 主 任	事 務 主 任	320	42.6	349,195	44,929	304,266	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	174	39.0	365,255	56,533	308,722	
	短 大 卒	61	47.9	327,116	28,874	298,242	
	高 校 卒	83	46.3	333,698	32,624	301,074	
	中 学 卒	2	33.7	321,256	73,274	247,982	
技 術 主 任	技 術 主 任	465	39.8	413,171	86,242	326,929	同 上
	大 学 卒	278	37.7	389,379	82,079	307,300	
	短 大 卒	60	44.0	387,989	74,641	313,348	
	高 校 卒	127	41.3	449,023	94,255	354,768	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係 員	事 務 係 員	1,413	37.9	289,903	33,452	256,451	
	大 学 卒	735	35.0	302,795	39,974	262,821	
	短 大 卒	233	42.8	275,083	24,312	250,771	
	高 校 卒	440	40.3	275,016	26,530	248,486	
	中 学 卒	5	41.2	326,756	79,693	247,063	
技 術 係 員	技 術 係 員	1,155	37.7	354,160	56,173	297,987	
	大 学 卒	582	35.0	341,020	58,435	282,585	
	短 大 卒	203	38.5	321,285	37,334	283,951	
	高 校 卒	370	39.2	368,572	58,753	309,819	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守 衛	2	46.5	251,497	13,457		238,040
	用 務 員	3	43.5	275,091	62,458		212,633
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—		
	大 学 副 学 長	—	—	—	—		—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—		—
	大 学 教 授	13	56.3	670,201	134,046		536,155
	大 学 准 教 授	11	50.3	597,985	125,273		472,712
	大 学 講 師	11	44.9	516,457	96,509		419,948
	大 学 助 教	6	42.7	408,607	10,000		398,607
職 種	高等学校校長	—	—	—	—		
	高等学校教頭	2	49	364,300	0		364,300
	高等学校教諭	21	41.4	302,294	15,170		287,124
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 } { 構成員3人以上の室(係) の長 } { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }	
	研究部(課)長	2	49.2	546,907	0		546,907
	研究室(係)長	8	52.2	578,937	0		578,937
	主任研究員	33	47.8	452,315	10,720		441,595
	研 究 員	18	30.6	289,118	31,980		257,138
	研究補助員	—	—	—	—	—	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第17表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	9	52.7	607,164	55	607,109	
	短 大 卒	7	49.8	546,903	0	546,903	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	2	58.9	740,756	176	740,580	
技 術	工 場 長	5	51.8	578,678	0	578,678	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	51.4	530,428	0	530,428	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	91	53.6	680,671	641	680,030	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	80	53.5	686,926	719	686,207	
	短 大 卒	4	52.3	645,363	0	645,363	
	高 校 卒	7	55.3	619,701	0	619,701	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	75	53.6	668,516	285	668,231	同 上
	大 学 卒	57	53.8	684,227	371	683,856	
	短 大 卒	9	52.7	591,751	0	591,751	
	高 校 卒	9	53.2	643,070	0	643,070	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	28	52.5	631,664	241	631,423	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	24	51.8	643,162	284	642,878	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	56.2	567,237	0	567,237	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	53	53.0	655,681	2,000	653,681	同 上
	大学卒	43	52.4	676,596	2,451	674,145	
	短大卒	4	53.8	577,619	0	577,619	
	高校卒	6	56.2	563,782	231	563,551	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	162	49.2	551,490	25,772	525,718	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	119	48.6	567,235	24,285	542,950	
	短大卒	14	49.5	521,877	81,189	440,688	
	高校卒	29	51.8	500,717	2,867	497,850	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課	技術課長	196	49.1	557,263	30,052	527,211	同 上
	大学卒	134	48.8	568,038	23,346	544,692	
	短大卒	18	47.8	522,876	40,432	482,444	
	高校卒	44	50.7	535,348	48,776	486,572	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	43	48.7	537,989	10,104	527,885	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	28	46.1	538,313	9,727	528,586	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	14	53.5	519,124	11,898	507,226	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	102	45.9	533,957	14,486	519,471	同 上
	大学卒	69	44.6	527,332	9,731	517,601	
	短大卒	15	47.5	538,361	13,039	525,322	
	高校卒	18	51.0	563,077	39,866	523,211	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	218	47.4	419,501	47,381	372,120	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	122	45.9	411,359	53,138	358,221	
	短 大 卒	25	49.2	400,834	37,720	363,114	
	高 校 卒	71	49.1	436,394	41,706	394,688	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	296	45.3	475,547	93,482	382,065	同 上
	大 学 卒	169	44.3	463,182	90,272	372,910	
	短 大 卒	51	41.9	432,138	77,989	354,149	
	高 校 卒	75	49.0	520,630	107,271	413,359	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術 関	事 務 主 任	227	41.8	365,245	49,078	316,167	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	131	37.9	376,259	60,719	315,540	
	短 大 卒	37	47.7	351,912	27,687	324,225	
	高 校 卒	58	46.4	349,772	35,995	313,777	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
係 職	技 術 主 任	332	39.0	428,562	91,290	337,272	同 上
	大 学 卒	199	37.0	404,023	86,875	317,148	
	短 大 卒	34	42.7	407,268	76,384	330,884	
	高 校 卒	99	40.7	458,011	98,280	359,731	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	829	37.7	307,484	37,710	269,774	
	大 学 卒	469	34.2	317,434	45,319	272,115	
	短 大 卒	120	44.5	296,052	25,058	270,994	
	高 校 卒	237	41.0	292,698	27,866	264,832	
	中 学 卒	3	41.4	358,601	126,611	231,990	
種	技 術 係 員	708	37.7	371,995	61,043	310,952	
	大 学 卒	350	34.3	360,647	66,733	293,914	
	短 大 卒	111	38.0	345,714	38,177	307,537	
	高 校 卒	247	39.1	380,700	61,886	318,814	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	X	X	X	X	X	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	46	52.7	490,592	11,964	478,628	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	28	51.3	499,944	14,293	485,651	
	短 大 卒	3	51.7	528,800	0	528,800	
	高 校 卒	13	56.5	479,577	11,484	468,093	
	中 学 卒	2	48	373,665	0	373,665	
職 種	技 術 部 長	50	52.7	477,014	1,064	475,950	同 上
	大 学 卒	29	52.6	477,608	1,415	476,193	
	短 大 卒	10	50.3	496,097	1,067	495,030	
	高 校 卒	11	55.1	460,106	147	459,959	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）	
	11	51.9	479,623	44,587	435,036		
	大 学 卒	7	49.7	470,206	54,884		415,322
	短 大 卒	X	X	X	X		X
	高 校 卒	3	55.5	540,758	36,384		504,374
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	14	52.2	417,233	9,825	407,408	同 上	
	大 学 卒	5	50.2	385,299	14,011		371,288
	短 大 卒	2	53.5	444,035	0		444,035
	高 校 卒	6	54.0	439,375	9,581		429,794
	中 学 卒	X	X	X	X		X
事 務 課 長	72	48.1	454,831	15,015	439,816	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
	大 学 卒	50	46.8	451,594	11,974		439,620
	短 大 卒	7	47.1	415,862	17,769		398,093
	高 校 卒	14	53.7	464,401	26,196		438,205
	中 学 卒	X	X	X	X		X
技 術 課 長	89	50.6	422,408	5,335	417,073	同 上	
	大 学 卒	47	49.6	416,491	8,724		407,767
	短 大 卒	3	53.8	446,108	101		446,007
	高 校 卒	39	51.5	427,523	1,587		425,936
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長 代 理	6	44.4	415,472	18,786	396,686	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	5	43.6	428,532	22,338		406,194
	短 大 卒	—	—	—	—		—
	高 校 卒	X	X	X	X		X
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長 代 理	11	49.0	508,451	113,235	395,216	同 上	
	大 学 卒	5	48.9	586,713	203,594		383,119
	短 大 卒	2	48.9	377,562	45,448		332,114
	高 校 卒	4	49.0	480,085	47,029		433,056
	中 学 卒	—	—	—	—		—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
					円	円	
事 務	事 務 係 長	94	45.7	370,808	40,018	330,790	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	61	43.3	376,151	42,297	333,854	
	短 大 卒	9	47.6	315,538	41,103	274,435	
	高 校 卒	23	50.6	376,575	35,644	340,931	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
技 術	技 術 係 長	52	45.1	402,246	58,068	344,178	同 上
	大 学 卒	29	43.8	405,552	53,282	352,270	
	短 大 卒	6	45.3	414,654	71,796	342,858	
	高 校 卒	17	47.1	392,368	61,428	330,940	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	75	44.5	318,246	36,404	281,842	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	40	42.5	335,090	43,943	291,147	
	短 大 卒	16	47.3	301,630	33,661	267,969	
	高 校 卒	18	47.7	299,407	24,708	274,699	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
係 職	技 術 主 任	113	42.2	364,302	70,654	293,648	同 上
	大 学 卒	72	40.1	352,624	72,346	280,278	
	短 大 卒	20	44.7	371,362	72,982	298,380	
	高 校 卒	21	46.5	394,093	63,246	330,847	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	465	37.7	265,272	26,643	238,629	
	大 学 卒	239	36.3	277,441	29,896	247,545	
	短 大 卒	88	40.0	248,590	21,727	226,863	
	高 校 卒	136	38.7	253,385	24,182	229,203	
	中 学 卒	2	41.0	276,789	6,073	270,716	
種	技 術 係 員	328	38.4	300,501	41,886	258,615	
	大 学 卒	190	36.4	308,784	43,141	265,643	
	短 大 卒	66	39.1	291,710	42,901	248,809	
	高 校 卒	72	42.2	288,999	38,246	250,753	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	9	51.3	439,113	17,496	421,617	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	50.3	480,145	39,366	440,779	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	4	52.8	410,760	0	410,760	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	16	52.5	482,308	30,071	452,237	同 上
	大 学 卒	5	49.9	475,769	61,382	414,387	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	10	53.2	493,359	17,422	475,937	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	2	57.0	346,650	0	346,650	
	—	—	—	—	—	
	2	57.0	346,650	0	346,650	
	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	6	47.5	420,259	10,847	409,412	同 上
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	6	47.5	420,259	10,847	409,412	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	11	45.9	350,141	11,181	338,960	<ul style="list-style-type: none"> ・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	4	47.0	370,893	5,719	365,174	
	3	42	305,547	0	305,547	
	4	47.5	362,834	25,028	337,806	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長	10	47.8	403,260	38,471	364,789	同 上
	3	43.5	383,883	18,217	365,666	
	X	X	X	X	X	
	6	51.2	409,276	36,861	372,415	
	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	X	X	X	X	X	同 上
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	X	X	X	X	X	
	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	41	44.8	323,876	35,053	288,823	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	22	42.7	315,377	27,508	287,869	
	短 大 卒	5	45.7	323,904	50,133	273,771	
	高 校 卒	14	47.9	337,221	41,525	295,696	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	24	43.3	357,537	63,447	294,090	同 上
	大 学 卒	11	40.0	332,218	36,878	295,340	
	短 大 卒	5	44.5	341,868	69,790	272,078	
	高 校 卒	8	46.9	402,144	96,014	306,130	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	18	45.1	272,305	27,125	245,180	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	3	39.2	287,012	40,893	246,119	
	短 大 卒	8	49.8	260,637	25,564	235,073	
	高 校 卒	7	42.2	279,336	23,010	256,326	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	20	43.8	313,397	50,954	262,443	同 上
	大 学 卒	7	39.6	264,749	17,675	247,074	
	短 大 卒	6	49.3	336,862	70,569	266,293	
	高 校 卒	7	43.2	341,932	67,420	274,512	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	119	40.6	257,887	29,269	228,618	
	大 学 卒	27	36.2	269,397	35,881	233,516	
	短 大 卒	25	44.5	263,618	30,442	233,176	
	高 校 卒	67	40.9	251,110	26,166	224,944	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	119	36.4	247,225	25,685	221,540	
	大 学 卒	42	35.8	266,239	36,020	230,219	
	短 大 卒	26	39.8	246,413	13,558	232,855	
	高 校 卒	51	35.1	231,980	23,356	208,624	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

第18表 民間における家族手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する		配偶者の収入制限なし	家族手当制度がない
	配偶者の収入制限あり	配偶者の収入制限あり		
77.7%	(89.6%)	[81.1%]	[18.9%]	22.3%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,076 円
配偶者と子 1 人	16,522 円
配偶者と子 2 人	21,387 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(備考) 行政職 7 級相当以下の県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については 1 人につき 10,000 円、子以外については 1 人につき 6,500 円である。

なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第19表 民間における在宅勤務手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

1 在宅勤務の実施及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
46.6%	(25.3%)	(74.7%)	53.4%

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
28.4%	71.6%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	338,410円
	上半期(A2)	338,571円
特別給の支給額	下半期(B1)	718,429円
	上半期(B2)	743,707円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.12月分
	上半期(B2/A2)	2.20月分
年間の平均		4.32月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模 \ 項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	42.7	57.3	42.1	57.9	48.7	51.3
500人以上	34.7	65.3	34.8	65.2	42.8	57.2
100人以上500人未満	46.4	53.6	43.5	56.5	51.6	48.4
50人以上100人未満	50.3	49.7	52.2	47.8	53.9	46.1

第22表 民間における定年制の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
98.5	81.1	17.4	1.5

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

区 分	項 目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		25.4	8.3	74.6
非 管 理 職		19.0	8.3	81.0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和3年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
80.0	80.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第25表 民間における給与改定の状況等

(令和3年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	18.4	19.9	0.0	61.7
課長級	17.4	18.3	0.0	64.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	90.0	88.0	20.4	8.5	59.1	2.0	10.0
課長級	84.6	82.5	18.0	8.1	56.4	2.1	15.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第26表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民間給与	県職員給与	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行政職 (B)	
平均給与月額	361,546 円	361,622 円	$\begin{aligned} &\triangle 76 \text{ 円} \\ &(\triangle 0.02\%) \end{aligned}$

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
361,622 円	328,409 円	11,427 円	7,529 円	8,620 円	5,324 円	313 円

(注) 県職員の平均年齢は43.4歳で、平均経験年数は20.7年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県職員 (行政職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	課 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（いずれも総務省）の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第27表 費目別、世帯人員別標準生計費

1 高松市

(令和3年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	29,588 ^円	47,425 ^円	55,389 ^円	63,353 ^円	71,317 ^円
住居関係費	68,686	83,634	72,015	60,404	48,794
被服・履物費	5,426	6,103	7,644	9,186	10,729
雑費 I	18,723	40,419	50,100	59,781	69,474
雑費 II	23,577	69,451	67,921	66,391	64,848
計	146,000	247,032	253,069	259,115	265,162

(注) 集計世帯数は、47世帯である。

2 全国

(令和3年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,060 ^円	48,180 ^円	56,270 ^円	64,360 ^円	72,460 ^円
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
雑費 I	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
雑費 II	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第28表 労働経済指標

項 目		年 月	令和 元年度	令和 2年度	2年 1月	2月	3月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	全国 (全国調査)	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	296.1	293.3	293.0	293.6	294.2
			前年度比・前年同月比(%)	0.1	△ 1.0	0.4	0.3	△ 0.4
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)	271.1	271.5	269.0	269.1	269.8
			前年度比・前年同月比(%)	0.2	0.1	0.7	0.5	0.1
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	144.2	140.0	137.7	139.8	142.1
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.3	10.6	11.8	12.1	11.9
	香 川 県 (地方調査)	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	269.8	262.7	262.4	264.6	265.6
			前年度比・前年同月比(%)	△ 1.8	△ 2.6	△ 1.6	△ 2.1	△ 2.0
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)	246.8	243.9	240.8	243.5	244.2	
		前年度比・前年同月比(%)	△ 2.0	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.2	
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	148.5	143.6	139.9	143.9	145.3	
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.6	10.1	11.5	11.6	11.2	
生 計 費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)	293.4	277.9	287.2	271.7	292.2
			前年比・前年同月比(%)	2.1	△ 5.3	△ 3.1	0.2	△ 5.5
		人口5万以上 15万未満の都市	(千円)	290.4	269.0	283.8	265.9	290.9
			前年比・前年同月比(%)	3.5	△ 7.4	△ 1.9	0.8	△ 5.8
	高松市	(千円)	308.3	275.3	286.2	262.2	286.8	
		前年比・前年同月比(%)	△ 3.2	△ 10.7	1.9	△ 12.0	△ 19.1	
物 価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.5	△ 0.2	0.7	0.4	0.4
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)	0.5	△ 0.2	0.6	0.4	0.4
		高松市	前年度比・前年同月比(%)	0.3	△ 0.3	0.0	0.0	0.1
雇 用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)	1.2	0.0	1.1	1.1	1.1
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	2.3	2.9	2.4	2.4	2.5
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.55	1.10	1.51	1.45	1.40
		香川県	(倍) (季節調整値)	1.78	1.33	1.76	1.76	1.63
生 産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)	△ 0.5	△ 4.6	△ 0.5		

(注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑭については平成27年基準である。

2 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。

3 ①～⑧、⑪は毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価指数(総務

4 ⑨の令和元年度、令和2年度の欄は、それぞれ平成31(令和元)暦年、令和2暦年の数値である。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	
295.7	287.2	290.9	292.7	291.1	292.9	296.3	294.2	295.0	293.0	292.8	297.3	300.3	
△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	
272.9	268.6	272.2	272.2	269.9	271.7	273.8	271.1	271.9	270.0	269.9	273.7	275.9	
△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	
143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	
10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	
265.2	259.9	263.0	264.7	263.0	264.2	265.5	266.8	267.6	257.0	256.8	259.4	257.9	
△ 3.3	△ 2.7	△ 3.3	△ 2.9	△ 2.9	△ 2.5	△ 2.4	△ 2.8	△ 1.6	△ 2.0	△ 2.9	△ 2.3	△ 2.7	
245.6	242.8	246.6	247.2	245.9	247.1	247.3	247.6	248.8	235.1	235.2	238.0	236.4	
△ 1.5	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 2.4	△ 3.4	△ 2.6	△ 3.8	
147.6	132.0	146.6	150.0	136.0	143.4	150.1	146.5	145.7	138.7	137.9	148.3	151.1	
10.0	8.2	9.3	10.2	8.9	9.8	10.5	10.6	10.6	10.6	11.3	11.7	11.5	
267.9	252.0	273.7	266.9	276.4	269.9	283.5	278.7	315.0	267.8	252.5	309.8	301.0	
△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	△ 10.2	1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	
261.2	247.2	265.5	255.3	267.2	265.2	263.6	258.1	303.9	257.0	245.7	294.9	292.8	
△ 14.3	△ 18.2	1.2	△ 12.2	△ 7.0	△ 9.5	△ 6.3	△ 7.5	△ 5.7	△ 9.5	△ 7.6	1.4	12.1	
233.7	229.9	277.2	282.9	291.2	256.9	273.6	285.4	337.3	275.6	245.3	322.8	343.1	
△ 25.7	△ 16.6	3.7	△ 23.3	△ 0.7	△ 22.4	△ 12.6	3.5	3.2	△ 3.7	△ 6.4	12.5	46.9	
0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	
0.0	△ 0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	
△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.3	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.3	0.1	△ 0.3	
0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	
2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	
1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	
1.60	1.43	1.26	1.28	1.26	1.26	1.27	1.28	1.28	1.37	1.38	1.30	1.35	
△ 8.1			5.3				2.8			△ 1.0			

省)、⑫は労働力調査(総務省)、⑬は職業安定業務統計(厚生労働省)、⑭は内閣府の資料による。

6 勤務時間等関係資料

第29表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

項目 部局		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間		
		平成30年	令和元年	令和2年	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局	本 庁	8.3 ^日	8.6 ^日	8.6 ^日	20.6 ^{時間}	20.2 ^{時間}	24.2 ^{時間}
	出先機関	10.9	11.1	10.9	10.7	10.7	12.8
	計	9.6	9.9	9.8	15.3	15.2	18.1
教育委員会	教育職員等	10.6	10.1	8.8	2.3	4.2	4.6
	事務局職員	7.6	8.1	8.5	25.5	19.5	18.8
	計	10.2	9.9	8.8	16.2	14.0	13.8
警察本部	警 察 官	9.3	10.2	11.1	20.3	20.3	20.4
	事務職員	10.5	10.6	10.9	14.5	13.6	12.4
	計	9.5	10.3	11.1	19.5	19.4	19.3

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 3 「教育職員等」の区分は、「年次休暇」については各県立学校の教育職員及び事務職員の平均日数であり、「超過勤務時間」については同事務職員の平均時間数である。

7 人事院勧告等の要旨

人事院は、去る8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告・勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

1 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

2 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

3 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日